

市民税・県民税申告書に添付・提示する書類

申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じて添付しなければなりません。

※書類を添付する際は「添付書類台紙」にホチキス止めし、申告書と一緒に提出します。

○申告書に記載された**申告者ご本人**のマイナンバー（個人番号）については、市役所で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類		チェック欄	添付又は提示
マイナンバーカード（個人番号カード） ※写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。		<input type="checkbox"/>	添付又は提示 本人確認書類の写しを、添付書類台紙に張るなどして申告書と一緒に提出する又は本人確認書類を提出の際に提示する。
①番号確認書類及び②身元確認書類		<input type="checkbox"/>	
① 番号確認書類 《ご本人マイナンバーを確認できる書類》	●通知カード（その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は正しく変更手続きが取られている場合に限り。） ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り） などのうち、いずれか1つ		
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ		

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちでない方

配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

※公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

○申告内容に応じて次の書類の添付が必要です。

項目等	添付すべき書類	チェック欄
給与所得	給与等の支払者から受領した「給与所得の令和4年分源泉徴収票」※源泉徴収票がない方は給与明細等（令和4年1月～12月）	<input type="checkbox"/>
公的年金等所得	公的年金等の支払者から受領した「公的年金等の令和4年分源泉徴収票」	<input type="checkbox"/>
公的年金以外の雑所得（業務・その他）	支払証明書等、収入・必要経費のわかるもの	<input type="checkbox"/>
事業（営業・農業）所得	総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「申告書②」※記入場所は㊦又は所得税収支内訳書（一般・農業）	<input type="checkbox"/>
不動産所得	総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「申告書②」※記入場所は㊧又は所得税収支内訳書（不動産）	<input type="checkbox"/>
配当（利子）所得	配当の支払通知書・特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>
一時所得	収入・必要経費のわかるもの	<input type="checkbox"/>
総合譲渡所得	収入・必要経費のわかるもの	<input type="checkbox"/>

「所得金額」で、右の項目を記入した方

「所得控除」・「寄附金に関する事項」で右の項目を記入した方

項目等	添付すべき書類	チェック欄
雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	<input type="checkbox"/>
医療費控除	医療費控除の明細書（本人が作成したもの）※領収書の添付はせずに、自宅で5年間保管してください。	<input type="checkbox"/>
	医療費通知（医療費のお知らせ） ○医療費通知を添付し、医療費控除の明細書の一部の記載を省略する場合があります。保険番号及び被保険者等記号・番号部分がある場合は、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。	<input type="checkbox"/>
	各種証明書等（おむつ証明書など）	<input type="checkbox"/>
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書	<input type="checkbox"/>
社会保険料控除	控除証明書・領収書等	<input type="checkbox"/>
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書等	<input type="checkbox"/>
生命保険料控除	生命保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
地震保険料控除	地震保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書等の写し	<input type="checkbox"/>
勤労学生控除	学生証（学校や法人から交付される証明書）の写し	<input type="checkbox"/>
被扶養者が国外居住の場合	親族関係書類および送金関係書類の写し	<input type="checkbox"/>
寄附金に関する事項	寄附金の領収書・証明書	<input type="checkbox"/>

- ※1 給与所得者が、すでに年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。
- ※2 『親族関係書類』とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その国外居住親族があなたの親族であることを証するものをいいます。
- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)
 - ・『送金関係書類』とは、次の③又は④の書類で、あなたがその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 - ③金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
 - ④いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品などを購入したことなどにより、その商品の購入などの代金に相当する額をあなたから受領したことなどを明らかにする書類
 - ・いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。
 - ・給与等（公的年金等）の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、市民税・県民税申告書に添付する必要はありません。
- ※3 ふるさと納税の場合は、「寄附金の受領証」に代えて、特定事業者（該当事業者は国税庁ホームページをご確認ください。）の発行する年間寄附金額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。
- ※4 申告書を提出するときまでに『寄附金（税額）控除のための書類』の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、その書類が交付され次第、速やかに市役所に提出します。
- ◆このほか、付表や計算書などを使用した方は、その計算書なども申告書と一緒に提出します。
 - ◆付表、計算書、明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。